

平成 30 年第 1 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年3月1日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月1日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	飯田雅広	4番	石原裕介
	5番	水野智見	6番	戸谷裕治
	7番	伊藤俊一	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤 茂
	11番	吉田正昭	13番	安藤洋一
	14番	高阪康彦		
不 応 招 議 員	12番	奥田信宏		

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	次長兼ふるさと振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼安心安全課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼環境課長	江場 満
		次長兼保険医療課長	寺西 孝	子育て推進課長	鈴木 敬
		住民課長	中村 和恵	高齢介護課長	戸谷 政司
	産設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼土木農政課長	伊藤 光彦
		まちづくり推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 和孝	下水道課長	加藤 満政
	消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼消防署長	佐藤 安英
		総務課長	山田 靖		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	黒川 静一
		生涯学習課長	松井 督人		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				

	6 番	戸 谷 裕 治	7 番	伊 藤 俊 一
--	-----	---------	-----	---------

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 請願第1号 国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書
- 日程第6 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第2号 平成29年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第3号 平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第4号 平成29年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第5号 平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 施政方針
- 日程第12 議案第6号 蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について
- 日程第24 議案第18号 蟹江町消防団設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第27 議案第21号 蟹江町観光交流センター（愛称：祭人）指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第22号 蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第23号 平成30年度蟹江町一般会計予算

- 日程第30 議案第24号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 平成30年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第33 議案第27号 平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第35 議案第29号 平成30年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第36 議案第30号 平成30年度蟹江町下水道事業会計予算
- 追加日程第37 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第38 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○副議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

平成30年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

2月19日付で奥田議長から、会議規則第2条の規定により、病気療養のため本日から23日までの会議を欠席する旨の届け出が副議長にありましたので、ご報告をいたします。

したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、奥田議長にかわり、私、副議長が議長の職務を務めますので、スムーズな議会運営に皆さん方のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、副町長より葬儀のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副町長。

○副町長 河瀬広幸君

皆さん、おはようございます。

議会開会前に貴重なお時間を頂戴いたしました。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

過日、妻まゆみの葬儀を執行した際には、年度末にもかかわらず大変多くの方がご弔問、そしてご厚志をいただきました。議員の皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思っています。何分、突然なことでありましたので、不都合なことがあったかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思っています。また1年半に及ぶ闘病生活の中で、横江町長、そして職員、そして議員の皆様方にさまざまなご配慮をいただきましたことをあわせて感謝を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長 安藤洋一君

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び代表質問の撮影、放送許可願いが提出されましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されています。議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る2月22日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 中村英子さん、ご登壇ください。

(9 番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

それでは、去る 2 月 22 日に行いました議会運営委員会につきましてご報告をさせていただきます。

一番最初に、会期の決定についてであります。本日平成 30 年 3 月 1 日から 3 月 23 日金曜日までの 23 日間といたします。

2 番目、議事日程についてであります。

本日 3 月 1 日 9 時より開会いたしまして、議案上程、付託・精読、施政方針、人事案件等を取り扱ってまいります。選挙第 1 号と議案第 1 号につきまして、本日採決を行ってまいります。

2 日、あすですけれども、本日終了できなかった場合に、午前 9 時より開催いたします。

7 日水曜日ですが、午前 9 時より総務民生常任委員会を開催いたします。この議案につきまして、請願第 1 号から議案第 22 号まで掲載されておりますが、それぞれの委員会において議案の確認をお願いしたいと思います。同日午後 1 時 30 分より防災建設常任委員会を開催いたします。付託案件につきましても、備考欄にあります議案でありますので、ご確認をお願いします。また、委員長より、事務調査といたしまして、空家等対策協議会についての報告を担当職員よりいただくということでもあります。

12 日月曜日、午前 9 時より代表質問を行います。代表質問終了後に議会広報編集委員会を開催し、また、その後、議会運営委員会を開催する予定です。

13 日火曜日、午前 9 時より、12 日に終了、または開催できなかった場合に、引き続いて開催をいたしてまいります。

16 日金曜日、午前 9 時より予算審議を行います。2 日間用意されておりますので、19 日午前 9 時より、16 日に終了できなかった場合に限り開催をしてまいります。

23 日金曜日、午前 9 時より開催し、委員長報告、議案審議・採決、閉会となっております。

3 番目、議員派遣についての報告であります。

閉会中、議長において決定した議員の派遣の報告が行われます。

4 番目、請願書の取り扱いについてであります。

請願書が出ております。「国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書」についてでございます。これにつきましては、議案に入っておりますが、紹介議員は板倉議員というふうになっております。この議案につきまして、本会議上程後に総務民生常任委員会に付託を行います。

5 番目、人事案件についてであります。

(1) 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」は、本日の追加日程によりまして審議を行います。選挙の方法は、議長の指名推選といたしますが、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催いたしまして、被選挙人を選出していただきたいと思います。

(2) 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」については、本日追加日程により、本日、審議・採決を行ってまいります。

6番目、防災建設常任委員会所管事務調査についてであります。

3月7日水曜日ですが、付託事件審査終了後に、蟹江町空家等対策協議会について理事者からの聞き取り調査を行うということでございます。

7番目、代表質問についてです。

(1) 質問順序につきまして、掲載してあります1番、新風、石原裕介さんから6番、新風、水野智見さんまでですけれども、順序はごらんをいただきたいと思います。

(2) 質問場所につきましては、これも例年のことでありますけれども、最初の質問は登壇して行っていただきまして、再質問からは質問席で行うこととなります。質問時間は30分以内で、従来どおり行いまして、質問回数の制限はありませんということでございます。

(3) 質問の通告についてですが、通告書様式によりまして、質問の趣旨を、初日、本日ですけれども、お昼までに議長のほうへ通告をしていただきたいと思います。

8番目、予算審議についてですが、審議の方法は、先例により行うということでありまして。

(1) 一般会計の歳入・歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたしまして、歳出は、款ごとに1人3回まで行います。

(2) 特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

9番目、意見書等についてです。

12月定例会以降に提出された、下記にあります1番と2番の意見書ですけれども、この意見書の取り扱いにつきましては、代表質問終了後、議会運営委員会を開催して協議をいたします。意見書の中身につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

10番目、その他ですけれども、(1) 政務活動費についてです。

平成30年度の交付申請及び前期分の請求書を3月23日金曜日まで、閉会日でありますけれども、その日までに、30年度の申請は3月23日までに行ってください、4月18日水曜日までに29年度の収支報告書を議会事務局に提出していただきたいと思います。例年このように行っておりますので、よろしく申し上げます。

(2) 議員互助会の役員会及び総会の開催についてでありますけれども、臨時議会等はありませんので、6月定例会に開催をする予定であります。それまでの間に、平成30年度の予算において緊急の支出等が発生した場合は、議長と議会事務局に判断を一任いたしまして、対応していただくというふうになります。

(3) その他であります。議員と理事者、これは、3月31日で定年退職される予定者を含むことではあります。懇親会についてはあります。3月23日金曜日午後6時から、湯元館において懇親会を行いますので、ご予約をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

(9 番議員降壇)

○副議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番戸谷裕治君、7番伊藤俊一君を指名いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書きの規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもって報告にかえます。

○副議長 安藤洋一君

日程第4 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙理由の説明を求めます。

○議会事務局長 金山昭司君

提案理由説明した。

○副議長 安藤洋一君

選挙理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、午前中の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。また、選出がされましたら、私まで報告をお願いいたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第5 請願第1号「国民健康保険税の引き上げをやめ、市民負担軽減を求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、総務民生常任委員会へ付託いたします。

○副議長 安藤洋一君

日程第6 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

補足説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○副議長 安藤洋一君

日程第7 議案第2号「平成29年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案理由説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○副議長 安藤洋一君

日程第8 議案第3号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案理由説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○副議長 安藤洋一君

日程第9 議案第4号「平成29年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○副議長 安藤洋一君

日程第10 議案第5号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○副議長 安藤洋一君

日程第11 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申し出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

皆さん、おはようございます。

施政方針を述べさせていただきます。少々長くなりますけれども、よろしく願い申し上げます。

本日ここに、平成30年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出いたします議案の説明に先立ちまして、平成30年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と主要施策について申し述べます。

私が担当させていただく4期目の町政をスタートさせてから、もう1年が過ぎようとしております。昨年を振り返りますと、米国におけるトランプ大統領の就任、プレミアムフライデーの導入、天皇の即位等に関する皇室典範特例法の制定、九州北部豪雨、陸上100メートル日本人初の9秒台、衆議院総選挙などなど、記憶に残る出来事がたくさんございました。

日本経済では、2012年12月からの景気回復期間が昨年12月の時点で61カ月となり、高度経済成長期のいざなぎ景気を超えて、戦後2番目の長さになりました。その現状として、保育支援の拡充等により女性の就業者が増加するとともに、若者の失業率は1993年以来の低水準となり、雇用環境の改善の成果が見られます。それに伴い、最低賃金は5年連続で引き上げられ、働く者全体としては所得が増加をし、消費も、穏やかではありますが持ち直してまいりました。地方経済においては、全ての都道府県で有効求人倍率が1を超えるとともに、大都市圏以外でも地価が大幅に上昇しております。さらに、訪日外国人の増加が地方の消費を喚起するなど、景気の回復が地方経済にも及んでいることがうかがえます。

このような状況を捉えて、政府は、一般会計としては6年連続で、過去最高となる平成30年度予算を閣議決定をいたしました。そのポイントは、現政権が看板政策として挙げている人づくり革命、生産性革命であります。具体的には、保育の受け皿拡大や幼児教育の段階的無償化など、人への投資を拡充するとともに、税制措置やインフラ整備など、生産性向上のための施策を推進していくことが示されております。それらの効果が発現されるためには、地方行政とつながった施策にしていかなければならないものもあり、地方自治体としても担うべき役割をしっかりと自覚をしなければなりません。そして、この後説明をさせていただきますけれども、蟹江町における平成30年度予算も、過去最大規模で編成をさせていただきました。町の未来を捉えて、使うべきところにはしっかりと投資をし、抑制するものめり張りをつけながら、意義ある予算の執行に努めてまいります。

韓国の平昌で開催されておりました冬季オリンピックは、さまざまなドラマを描いて閉幕をいたしました。日本が獲得したメダル数は、冬季オリンピックとしては過去最高となり、全ての出場選手が全力でプレーする姿は、私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。国際オリンピック委員会が掲げておりますオリンピックのモットーは、「より速く、より高く、より強く」であります。これは、競技力の向上や他者との比較による優劣を意味するものではなく、今の自分を超越する自分を目指し、永遠に挑み、努力し続けること、すなわち、人間力の向上を真意としております。多くの方が生活を営むまちづくりは、まさに、そこに住み、活動する一人一人の人間力の向上が必要であります。そのきっかけづくりとして、限られた財源で最大の効果が上がるよう、今後の町政運営にしっかりと臨んでまいります。

議員各位の皆様方には、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、平成30年度予算案を初め、関係諸議案の審議をお願いを申し上げます。

まず初めに、平成30年度の当初予算の説明をさせていただきます。一般会計につきましては、前年度は骨格予算でございましたが、13.7%増の113億152万3,000円、特別会計につきましては、計5会計で前年度比3.1%減の75億6,805万6,000円、企業会計につきましては、計2会計で前年度比7.5%減の24億4,700万3,000円、総額213億1,666万2,000円の予算を編成させていただきました。

それでは、平成30年度の主な施策について、第4次蟹江町総合計画の基本計画に挙げる5つの枠組みにそってご説明を申し上げたいと思います。

まず、第1章「心身ともに健やかに支え合って暮らせるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、健康づくり事業につきましては、平成28年4月に改正をされました自殺対策基本法を受け、蟹江町自殺対策計画を策定してまいります。我が国における自殺者は、5年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にある中で、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっております。

町内でも、顕著な自殺傾向は今現在見受けられませんが、改正法の基本理念を踏まえて、国や関係機関と協力しながら、計画の策定に取り組んでまいります。

2、疾病予防事業につきましては、がん検診の受診率の向上を目指します。がんは、早期発見により治癒する可能性が高まるため、各種の取り組みによって受診しやすい環境を整備をしてまいります。集団検診の申し込みについては、保健センターや役場窓口、ファクス、郵送等での申し込みに加え、新たにインターネット申し込みシステムを導入してまいります。また、個別検診、集団検診にかかわらず、母子・父子家庭医療受給者を対象として、受診に係る自己負担金を免除いたします。さらに、胃がん検診においては、従来のエックス線検査に加えて内視鏡検査を導入し、検査方法を選択することができることで受診効果を高めてまいります。

3、医療体制整備事業につきましては、町民が重篤な救急患者として救急搬送された場合においても、高度医療が安定的に受けられるよう、第3次救急医療を実施しております海南病院の救急救命センターに対し財政的支援をすることで、救急体制の支援を図ってまいります。

子育て支援事業につきましては、全国的に子供たちの体力低下が懸念されている中で、町立保育園において、4歳以上の園児を対象に、幼年期に身につけておくことが望ましい基礎的な動きを習得できるような運動を、遊びを通じて実施をし、園児の基礎運動能力と体力の向上を図ってまいります。

また、保護者が就労している場合において、子供が病院の際に自宅での保育を行うことが困難な生後6カ月から小学3年生までを対象とする病児保育事業を、民間保育所の協力を得て実施してまいります。

学童保育につきましても、教育委員会との連携を図りながら、小学校の全学年における通年学童保育を実施いたします。保護者が就労等で不在となる家庭の児童に対して活動の場を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を応援してまいります。

5、高齢者福祉事業につきましては、平成30年度から平成32年度までを計画期間といたします第8次高齢者保険福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定いたしました。本計画に基づき、多様化する高齢者の生活様式やニーズへの対応と介護予防の充実及び団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目標年次とした地域包括ケアシステムの構築に向け、さらに取り組んでまいります。

在宅医療・介護連携推進事業といたしましては、海部医師会、津島市医師会及び海部地域の関係市町村と協議を進め、海部地域の7市町村で海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターを共同で設置をいたします。これにより、広域で在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための連携体制を構築してまいります。

老人福祉センター分館の跡地を含めた利活用として、現在建設を進めている多世代交流施設につきましては、平成30年10月の供用開始に向けて準備を進めていきます。町民の福祉の向上と健康増進を図るとともに、世代間の交流を通じた活力ある地域づくりに資する施設として、各種の事業に取り組んでまいります。施設には、子育て支援の拠点として町内で3つ目となります支援センターを設置し、親子の交流の場や子育て等に関する情報提供、相談、支援、講習等を実施してまいります。

6、障がい者福祉事業につきましては、一定以上の身体障害、または療育手帳をお持ちの方に加え、精神障害者手帳1級または2級の方を対象として、タクシーチケット助成制度を実施し、福祉の増進を図ってまいります。

7、福祉医療事業につきましては、社会的弱者が健康的な生活を送るため、必要なときには経済的な心配をすることなく医療を受けることができるよう、平成30年10月から、精神障害者手帳1級または2級をお持ちの方について、全診療科目について助成をしてまいります。

8、国民健康保険事業につきましては、4月から愛知県が財政運営の責任主体となります。安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を果たすことで制度の安定化を図ることとなりました。町といたしましても、資格管理、保険給付、県が示す標準保険税率をもとに税の課税と徴収を行い、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担ってまいります。

特定健康診査につきましては、病気の重症化予防や未病段階での健康管理に重点を置き、受診率の向上を最重要課題と位置づけて、集団検診の受診機会をふやすとともに、受診に係る自己負担分をなくすことで、受診率の向上と健康増進を図ってまいります。

次に、第2章「次代につなぐ教育と生涯学習のまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、新学習指導要領により、平成32年度から小学校3・4年生で外国語活動が、小学校5・6年生で外国語科が導入されます。このことから、実践的なコミュニケーションに必要な基本的技能を身につけ、国際化社会に対応できるような大人になれるよう、小・中学校での外国語指導講師の訪問時間をふやし、新学習指導要領に先駆けて、外国語教育の充実を図ってまいります。

また、協働地域づくり支援事業として、町内の一般社団法人とともに実施をしてまいりました、外国にルーツを持つ子供たちのための夏休みにおける学習支援事業は、町からの委託事業として実施をしていきます。夏休みの課題を適切に指導し、正しい生活のリズムを身につけさせることで、安心して学校生活を送ることができるよう支援をしてまいります。

2、生涯学習の推進事業につきましては、須成祭がユネスコ無形文化財に登録されたことを契機として、町内における各種伝統行事や文化財への関心が高まってきております。5月に須成地区にオープンいたします観光交流センターとも連携を図りながら、歴史民俗資料館

事業等を充実させるとともに、地域の歴史や文化の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

また、新たに若者を対象とした講座を開講することにより、若者の生涯学習事業への参加を促してまいります。

3、青少年健全育成推進事業につきましては、平成29年度から教育委員会事業として実施をしております沖縄県読谷村への中学生派遣事業を継続してまいります。同村における他校との交流の幅を広げ、ご当地の歴史、文化、平和について学ぶことで、参加中学生の自主的な活動を促してまいります。

また、年間を通じて開催する青少年講座、親子講座の内容をより充実させ、地域社会に貢献できる人材を育成してまいります。

次に、第3章「豊かな環境と安全がもたらす持続可能なまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、上水道事業につきましては、水道を取り巻く環境が大きく変化をしていることを踏まえて、平成20年3月に策定いたしました蟹江町水道ビジョンを、改訂ではなく、新しいビジョンとして策定いたします。施設の拡張を前提とした施策を講じるのではなく、平成28年3月に策定されました蟹江町人口ビジョンを考慮すると、人口や給水量の減少があり得ることも想定をしながら、将来を見据えた水道の理想像を描き、それを具現化するために取り組むべき事項や方策をしっかりと検討してまいります。

また、町内の水圧を測定するとともに、水道地理情報システムを活用した状況把握に取り組むことで、断水や災害被害からの復旧を早期に実現できるよう、水道事業の安定した経営を図ってまいります。

2、下水道事業につきましては、引き続き、学戸新田処理分区における施工を進めますとともに、富吉南処理分区の面整備を新たに開始し、より多くの方々の生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図ってまいります。

また、道路の舗装復旧工事については、道路整備計画との調整を図りながら、公共事業の経費削減に努めてまいりたいと思います。

3、消防・救急事業につきましては、現在7名の女性消防団員を5名増員することで、さらなる消防団活動の広報・啓発に努めるとともに、女性消防団員に応急手当普及員としても活動していただくことで、災害時に備えた自助・共助の地域力を高めてまいります。

また、消防団の機動力を維持し、消防活動を強化するために、老朽化した新蟹江東分団の小型動力ポンプ付積載車を更新いたします。他の分団の車両についても、整備から15年を目途に更新してまいります。

さらに、震災救助用資機材として、主に鉄筋コンクリートづくりの建物からの救出に必要な資機材を更新し、災害時に1人でも多くの命を救助することができる体制を整えてまいります。

4、防災事業につきましては、設置から約30年が経過し、老朽化が進んでいます同報系防災無線の設備を更新し、デジタル化してまいります。役場の2階に設置してございます基地局と49の屋外子局等の設備を更新するとともに、アナログ方式に比べて高性能で、周波数を有効活用できますデジタル方式を採用することで、町民の皆様に緊急情報を迅速かつ正確に伝達できる体制を強化してまいります。

また、電話会社と覚書を結び、小・中学校の主要な12カ所の指定避難所に合計19台の特設公衆電話を設置することで、避難者や帰宅困難者の通信手段を確保し、避難所機能の向上を図ってまいります。

5、交通安全事業につきましては、平成28年度に新蟹江小学校区において整備をいたしましたゾーン30について、地域住民や警察等の関係機関と協力し効果の検証を行い、さらなる交通安全の確保に努めてまいります。

また、小学校の通学路の危険箇所対策については、蟹江町通学路交通安全プログラムに基づき、関係諸機関との連携のもと、新たな危険箇所の点検と対策を講じることで、通学路における安全を確保してまいります。

次に、第4章「誰もが元気に楽しく住みつづけたいまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、公共交通関連事業につきましては、JR蟹江駅の自由通路新設及び橋上駅舎化事業を推進し、平成30年度末における仮駅舎の供用開始に向けて、引き続き工事を進めてまいります。

近鉄蟹江駅北側駅周辺整備事業につきましては、駅前広場等の整備に着工し、一般車両と公共交通車両との動線を整理することで、駅利用者の安全確保に取り組んでまいります。

また、町内を巡回いたします2台のお散歩バスでは、購入後8年が経過し老朽化しているため、リース方式で更新するとともに、新たな公共施設として供用を開始いたします観光交流センター及び多世代交流施設に停留所を設置し、路線の見直しを図ることで、公共交通の安全性と利便性の向上を図ってまいります。

2、市街地整備事業につきましては、近鉄富吉駅南の市街化調整区域における基盤整備に向けて、土地区画整理事業の検討を行っている準備委員会を引き続き支援するとともに、事業計画の策定に必要な現況測量に着手し、関係部局における協議を進めてまいります。

3、住環境対策事業につきましては、平成29年度に設置いたしました蟹江町空き家等対策協議会において、対策の基本方針とその推進方法について協議をし、空き家等の現状と地域の特性を踏まえた実効性のある蟹江町空き家等対策計画を策定いたします。

4、観光振興事業につきましては、平成30年5月から供用を開始いたします観光交流センターを拠点として、観光と産業の振興により交流人口の増加を図ることで、地域の活性化につなげてまいります。施設の運営・管理につきましては、プロポーザル方式で選定いたしま

した指定管理者に委託することで、魅力のある事業を立案・実行し、集客力を高めてまいります。中でも、展示スペースは、須成祭を仮想で体験できるヴァーチャル・リアリティやプロジェクション・マッピング等の映像技術を活用し、限られたスペースの中で来館者に楽しんでいただけるような事業を実施してまいります。

また、平成29年度から、地元関係団体、鉄道事業者、有識者等で構成いたします「蟹江！観光・産業プロジェクト会議」を立ち上げまして、官民連携による観光・産業事業を検討するとともに、3つの専門部会を設けて、商品開発や販売方法、観光資源の発掘、発信等の具体的な取り組み方法について検討してまいりました。今後は、メディア戦略を取り入れ、5月の観光交流センターオープン、8月の須成祭、10月から始まる愛知デスティネーションキャンペーンを見据えまして、継続的な観光プロモーションに取り組んでまいります。

次に、第5章「町民・行政の協働と効率的な行政運営によるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、協働の推進事業につきましては、協働地域づくり支援事業を継続し、各種団体による地域課題の解決に向けた取り組みを推進してまいります。活動ニーズも多様化していることから、過去の事業実施団体についても、異なる課題に取り組む場合は、事業の採択に向けて調整を図ることで、実効性のある活動の応募を促してまいります。

さらに、これまで活動実績と着実な成果を上げていただいている団体の活動については、町の委託事業として行政課題に取り組んでいただき、より町民に近い立場で活動を展開していただけるよう推進をしてまいります。

2、地域組織・住民活動支援事業につきましては、小学校区や町内会におけるまちづくり推進事業交付金を活用していただいておりますが、新たな地域事業の実施を促しながら、良好なコミュニティの形成と郷土への愛着が深まる事業を推進してまいります。

3、男女共同参画の推進事業につきましては、蟹江町男女共同参画プランに基づき、各種の施策・事業に取り組むとともに、有識者で構成いたします会議において、進捗状況や取り組み内容を検証しながら、計画的にプランを推進してまいります。

愛知県との連携によるサテライトセミナーの開催や、パネル展を実施することでプランの取り組みを啓発し、男女共同参画社会の実現目指してまいります。

4、多文化共生事業につきましては、未来の蟹江町を担う国際性豊かな人材の育成を目的とし、姉妹都市の米国マリオン市との交流を続けております。この夏には、マリオン市から派遣団の受け入れを予定しております。さらには、平成31年3月には蟹江町から派遣を実施する予定でございますが、これらの機会を捉えて、過去の派遣OBやより多くの中学生に貴重な体験をしていただけるよう、マリオン市との交信を密にし、有意義なプログラムの立案と実行により、友好な姉妹都市関係を築いてまいります。

以上、平成30年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

私は、さきの所信表明において10Kの政策方針を掲げさせていただきました。中でも、とりわけ力を注いでいきたい分野が、「子育て・高齢者・郷土」であることを表明をさせていただきました。そこで、これらに係る施策を効果的に取り組んでいくために、役場の組織機構の一部を再編いたします。「子育て推進課」を「子ども課」とし、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスの充実を図ってまいります。また、「高齢介護課」を「介護支援課」とし、国が推進いたします地域包括ケアシステム構築に取り組み、医療及び介護の総合的な確保に対応してまいります。また、民生部において、障害者福祉に係る窓口、医療保険に係る窓口、健診業務に係る窓口をそれぞれ一元化するとともに、他の部署においても係の再編を行うとともに、各種手続の利便性と住民サービスの向上を図ってまいります。

少子化、超高齢化、人口減少社会という状況下において、今後も子育て支援関連費や介護保険制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度に係る運営費等はますます増加してまいりますことを見込まれます。住みたいと思っただけのまちづくりを進めていくためにも、これらのサービスを低下させるわけにはまいりません。それに伴う財政支出は、次世代の教育や高齢者の支援はもとよりのこと、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みながら、今後も住み続けたいまちとしての環境を整えていくとともに、魅力あるまちづくりとして新たな人を呼び込むためにも、必要な投資だと考えてございます。

これまで推進し続けてまいりました第4次蟹江町総合計画は、計画期間の満了を迎える年が近づいてまいりました。平成30年度からは第5次計画の策定に向けた取り組みに着手いたします。まずは、第4次計画の中で取り組んできた施策・事業の進捗や成果を検証するとともに、住民への各種アンケートを実施し、さまざまな分野におけるニーズを調査し、次期計画の立案につなげてまいります。そして、これからも、多様な主体との協働によるまちづくりを旗印に、活気のある町政を推進してまいりたいと思います。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、平成30年度の施政方針演説とさせていただきます。長時間にわたり、ご清聴ありがとうございました。

(町長降壇)

○副議長 安藤洋一君

これで施政方針は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前10時45分から再開します。

(午前10時29分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○副議長 安藤洋一君

日程第12 議案第6号「蟹江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第13 議案第7号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」から日程第15 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第9号までの3議案は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号から議案第9号までの3議案は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第16 議案第10号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、今回の国民健康保険税条例の上程がわかりづらくて、ことしの4月から変わる国保の新制度において、国保の加入者の保険税の分を県の納付金として充てるという解釈でよろしいのでしょうか。その点をお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

今般の国保制度改革におきまして、皆様からお納めいただいております国民健康保険税につきましても、基礎課税額、後期高齢者支援金等の課税額、介護納付金等の課税額の合算額でございますけれども、これを国保事業費納付金の費用に充てることを今回の条例で上程させていただきます。

以上でございます。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第17 議案第11号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 奥村光司君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第18 議案第12号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第19 議案第13号「蟹江町障害者医療費支給条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第20 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第21 議案第15号「蟹江町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務

民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第22 議案第16号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 伊藤保彦君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第23 議案第17号「蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 伊藤保彦君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は防災建設常任委員会に付託することに

決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第24 議案第18号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○消防長 奥村光司君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

多分委員会に付託されると思いますけれども、委員会ですので、少しだけ聞いていきたい  
と思います。

今回消防団員の人数を192から197、5名増員ということで、先ほど町長の施政方針の中  
でも、現在7名の女性団員を5名ふやすということで、団本部に採用ということで、まず1点  
目として、団本部でこの女性団員はどんな活動をしていくのか、わかる範囲でいいです  
のでお聞かせください。

もう1点として、現在192人ということで、条例の規則の中で、各団本部からいろいろな  
分団がありまして、それぞれ人数が割り当てられて、団員の人数が決まっております。出初  
式とか観閲式を見ていると、192人の団員なんですけれども、そこまではないように感じま  
して、消防団員確保のために全力を挙げていると思うんですけれども、この192名が実際  
今の現状に合っているのか。この2点についてお願いいたします。

○消防長 奥村光司君

それでは、議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の女性消防団員の活動内容でございますが、主に、消防団活動の啓発PR活  
動並びに災害時の後方支援などに活躍していただいております。あと、応急手当普及員の資  
格も取っていただきまして、町内の救急手当の講習などに活躍していただいております。

次に、定数割れですけれども、団本部が今のところ8名です。各8個分団で187名の団員  
がございまして、実際に出初式などに参加しているかという状況でございますが、やはり、  
団員ですと諸所の事情がございまして、なかなか全員が参加というには難しい問題がござい  
ます。とりあえず、定数の確保はしております。

以上でございます。

○副議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第25 議案第19号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 奥村光司君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第26 議案20号「蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 伊藤保彦君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第27 議案第21号「蟹江町観光交流センター(愛称：祭人) 指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 岡村智彦君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

日程第28 議案第22号「蟹江町多世代交流施設指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 橋本浩之君

提案説明した。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務民生常任委員会に付託することに

決定いたしました。

ここで、少し早いですが、暫時休憩といたします。

午後1時から再開します。

(午前11時46分)

○副議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○副議長 安藤洋一君

日程第29 議案第23号「平成30年度蟹江町一般会計予算」から日程第36 議案第30号「平成30年度蟹江町下水道事業会計予算」までの8議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、ご提案を申し上げます。

お手元にあります蟹江町一般会計予算書30年度の1ページをごらんください。

議案第23号 平成30年度蟹江町一般会計予算。

平成30年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113億152万3,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成30年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

次ページの第1表歳入歳出予算については、後ほど、お配りしてあります予算の関係資料

に基づいてご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

6ページの下段の第3表地方債でございます。

今年度は、計5件の地方債を予定しています。

まず、借り入れ額の元金利子が地方交付税にカウントされる臨時財政対策債4億円、2つ目、防災対策の一環として整備する防災行政無線整備事業に4億1,060万円、現在建設中で、本年10月にオープン予定の多世代交流施設建設事業に30年度分として2億4,970万円、同じく、現在整備中のJR蟹江駅自由通路の整備事業に3億6,440万円、近鉄蟹江駅北側駅前周辺整備事業に3,800万円、総額14億6,270万円を予定しています。なお、起債の方法、利率、償還方法については、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております当初予算の概要について、平成30年度予算関係資料に基づいてご説明をいたします。

予算関係資料の1ページをごらんください。

平成30年度の予算の総括表であります。

一番上段、一般会計予算総額113億152万3,000円。29年度当初予算と比較すると13億6,038万7,000円の増でございます。率にしますと13.7%の増となります。これにつきましては、昨年の3月に町長選挙が執行されました。骨格予算として編成した関係で増減率が伸びております。町長の施策を反映した6月補正予算との比較では、下段に括弧書きで記載してあります。8億1,543万8,000円の増となります。伸び率としては、実質7.8%の伸びであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

平成30年度の一般会計予算額の左側、歳入予算でございます。一番下段、歳入予算合計113億152万3,000円。歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、第1款の町税でございます。総額52億7,390万4,000円、1項の町民税、2項の固定資産税など5つの税目で構成され、町税全体で、前年度と比較すると5,580万9,000円の増を見込んでおります。

次に、2款の地方譲与税から10款の交通安全対策特別交付金でございますが、これは、国から交付を受ける税関係でございます。そのうち主なものとして、2款の地方譲与税が9,000万円、6款の地方消費税交付金6億4,900万円がございます。この地方消費税交付金は、皆様が納めていただく消費税、現在税率は8%でございますが、この納められた消費税のうち、人口割合など、一定の基準で各市町村へ交付されるものであります。

9款の地方交付税でございます。国の地方財政計画を参考に4億5,000万円を計上いたしました。

以上が国からの交付金でございます。

次に、11款の分担金及び負担金でございます。総額3億3,132万2,000円、主な負担金とい

たしましては、民生費の負担金で、保育所を利用している保護者の皆様から保育所の運営費としてご負担いただく保育所運営費保護者負担金、教育費負担金のうちで、小・中学校の給食費をご負担いただく給食費保護者負担金などがございます。

次に、12款の使用料及び手数料でございます。総額9,363万7,000円、主なものとして、火葬場の使用料や道路占用料、公民館や体育館など町にございます公共施設の使用料収入、住民票や戸籍関係の証明を受けるときに必要な手数料、ごみ処理に係る手数料などの手数料収入を見込んでおります。

次に、13款国庫支出金でございます。総額10億215万7,000円。うち主なものは1項の民生費国庫負担金で、児童手当負担金4億3,056万円、障害を持ったお方の自立を助けるための障害者自立支援給付費等負担金1億9,159万9,000円などが主なものでございます。

2項の国庫補助金、総額2億1,315万2,000円、主なものとして、民生費の子ども・子育て支援金、交付金また、土木費においては、道路、橋梁などインフラ整備事業に交付される社会資本整備総合交付金もこの中に含まれております。なお、昨年度当初予算ベースと比較いたしますと、国庫補助金全体で1億1,690万3,000円の増額となっておりますが、その主な要因としては、土木費の社会資本整備総合交付金の中に、現在整備中のJR蟹江駅自由通路整備事業に対し1億120万円が交付されることが主な要因であります。

次に、14款県支出金でございます。総額5億8,203万5,000円。主なものは、負担金として、国と同じ民生費の児童手当負担金、障害者自立支援給付費等負担金、補助金として、同じ民生費の従来からの子ども医療費支給費補助金など、県からの支出金収入を見込んでおります。

次に、15款財産収入、収入見込み額1,438万1,000円でございます。主なものといたしましては、希望の丘広場の東側でございますグラウンド、現在愛知大学が野球場やテニスコートなど、愛知大学の名古屋校舎蟹江グラウンドとして利用しており、その貸付料収入として700万円ほどを見込んでおります。

次に、17款繰入金でございます。総額9億3,000万4,000円。うち、主なものとして財政調整基金。これは年間を通じて一般会計の資金のやりくりを行う基金でございますが、財政調整基金として6億3,000万円、下水道整備基金から4,000万円、地域福祉基金から1億9,700万円を予定しています。この地域福祉基金1億9,700万円の繰り入れは、旧老人憩の家跡地にことし10月オープンを目指して現在建設中の多世代交流施設の建築費用に充てるため、基金から繰り入れを行うものであります。

次に、18款繰越金8,119万6,000円。平成29年度の繰越金でございます。

19款諸収入1億6,617万4,000円。町税の滞納に係る延滞金、商工業の小規模企業等振興資金貸付金の預託金の元金、その他もろもろの雑入などを見込んでおります。

最後の町債でございます。町債の主なものとしては、先ほどご提案のときにご説明申し上げましたように、臨時財政対策債4億円、防災行政無線のデジタル化事業に4億1,060万円、

J R蟹江駅の自由通路整備事業に3億6,440万円など、計5件の借り入れを予定しております。

以上が、平成30年度の一般会計の歳入予算の概要でございます。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。

右ページ、5ページをごらんください。

1款の議会費から11款の予備費まで款別に記載をしておりますが、主なものについて、増減とその要因についてご説明申し上げます。

まず、2款の総務費でございますが、全体で16億4,978万6,000円となっております。29年度と比較すると4億9,014万2,000円の増額となりました。その増額の主な要因として、1項の総務管理費において、防災対策の強化を図るため、防災行政無線のデジタル化事業4億1,292万2,000円を計上したことによるものであります。

次に、3款の民生費であります。民生費全体で44億4,890万円となっております。これは、一般会計の予算総額の39%を占めております。昨年度の当初予算と比較いたしますと7億2,502万8,000円の増額となりました。その主な要因としては、1項の社会福祉費25億1,403万8,000円において、現在建設中の多世代交流施設建設事業のうち、平成30年度執行分5億1,747万5,000円を計上したことによるものであります。2項の児童福祉費においては、今年度から全小学校区、全学年を対象に学童保育を実施する費用5,473万5,000円を計上いたしました。また、新たな子育て支援策として、病気、あるいは病気の回復期のお子さんを一時的にお預かりし、保護者の方が働きやすいように支援する病児保育の導入をする費用1,138万1,000円も計上いたしております。

次に、4款衛生費、予算額9億6,283万4,000円。前年度と比較しますと1,639万9,000円の減でございます。

5款農林水産業費、予算額1億2,993万1,000円。前年度との比較1,431万3,000円の減となっております。

次に、6款商工費でございます。総額2億1,703万4,000円、前年度と比較いたしますと5,355万7,000円の増額となります。この増額の主な要因として、現在進めております国の地方創生推進交付金事業として建設中の観光交流センター、これは、建設場所は蟹江川の上流、須成地区の天王橋のたもとでございますが、この施設の関連経費をここに計上させていただいたことによるものであります。

次に、7款土木費であります。土木費総額で15億1,098万4,000円。前年度と比較いたしますと、6,416万5,000円の増額となりました。その増額の主な要因として、2項の道路橋梁費において、28年度に実施した橋の長寿命化点検結果に基づき、落橋防止工事など6,000万円の事業費を計上したことによるものです。また、4項の都市計画費においては、継続事業として、J R蟹江駅自由通路整備事業費の平成30年度分として5億3,632万4,000円を計上させ

ていただきました。なお、近鉄蟹江駅北側駅前周辺整備事業費として5,679万8,000円を計上し、インフラ整備の充実を図ってまいります。

次に、8款消防費であります。総額で5億2,095万4,000円。前年度と比較いたしますと、4,607万2,000円の増額となっております。この中には、消防体制の強化充実を図るため、町消防団の小型動力ポンプ付積載車更新費用を計上しております。

次に、9款教育費であります。教育費総額で10億411万9,000円。これを昨年度と比較いたしますと4,398万2,000円の増額となります。増額の主な要因としては、小・中学校において、特に、平成30年度より小学校3、4年生の外国語活動が必修となり、外国語の授業時間が大幅に増加することに伴い、小・中学校の外国語講師の拡充を図るための関連経費や、給食センターの給食配送車の老朽化に伴う更新費用、それから、小・中学校の施設整備費などを計上させていただきました。

次に、10款公債費であります。総額7億2,580万6,000円。起債による借り入れに係る元金利子の償還費でございます。

11款予備費800万円でございます。

以上が平成30年度一般会計当初予算の歳出の概要でございます。

次に、同じ資料の18ページをお開きください。

ここには、第4次蟹江町総合計画に基づき、分野別に主要事業を記載させていただきました。5つの分野にわたって、計38事業がございます。一覧表には、事業名、所管課名、予算額、ページ数が記載してあります。また、それぞれのページには、所管課、予算執行科目予算額、財源内訳、事業内容などを詳細に記載してありますので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

次に、58ページ、59ページをお開きください。

こちらには、平成30年度の蟹江町まち・ひと・しごと創生事業の一覧表が記載してございます。平成28年度に、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、蟹江町版の人口ビジョンと総合戦略を策定いたしました。この総合戦略に基づき、平成30年度に事業を予定している7つの分野、26事業を記載させていただきました。一覧表には、総合計画の分野別と同じく、事業名、課名、予算額、ページ数など、詳細に記載してございますので、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

以上、平成30年度一般会計当初予算をご提案申し上げますので、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○民生部長 橋本浩之君

予算書の231ページをお願いいたします。

議案第24号 平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算。

平成30年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億3,666万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成30年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

今回、30年度につきましては、国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わります。安定的な財政運営や効率的な事業確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すことに伴い、款項目節の区分を一部変更しておりますので、よろしくお願ひいたします。

内容につきましては、別とじの平成30年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。

平成30年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税が、1 目の一般被保険者国民健康保険税と2 目の退職被保険者等国民健康保険税合わせて予算額が8 億2,044万8,000円。前年度と比較しますと595万6,000円の減額となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料と2 目事務手数料は、頭出し予算でございます。

3 款県支出金でございますが、1 項補助金、1 目保険給付費等交付金で25億6,977万3,000円と2 項財政安定化基金交付金、1 目財政安定化基金交付金1,000円、合わせて25億6,977万4,000円でございます。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、頭出し予算でございます。

5 款繰入金でございますが、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金が1 億8,572万1,000円、2 項繰入金、1 目国民健康保険支払準備基金繰入金100万円、合わせまして、繰入金の合計が1 億8,672万1,000円でございます。

6 款繰越金、1 項1 目繰越金が1 億3,537万2,000円。前年度と比較しますと、2,099万4,000円の減額となっております。

7 款諸収入でございますが、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金が2,000万円。2 項預金利

子、1目預金利子が3,000円。3項貸付金元利収入、1目出産費資金貸付金元利収入が33万6,000円。4項雑入、1目滞納処分費から4目雑入まで、合わせまして400万3,000円。諸収入の合計が2,434万2,000円、前年度と比較しまして1,000万1,000円減額となっております。

これまでの3款国庫支出金、4款療養給付費交付金、5款前期高齢者交付金までと、7款共同事業交付金を廃款とし、6款県支出金を3款に、8款財産収入から11款諸収入までを4款財産収入、5款繰入金、6款繰越金、7款諸収入としています。

歳入合計は37億3,666万1,000円、前年度対比いたしますと5億2,780万6,000円、12%の減額ということになっております。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、そのうち1目一般管理費から2目連合会負担金まで3,223万6,000円、2項運営協議会費が35万7,000円、合計3,259万3,000円。前年度対比863万8,000円の減額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費から5目審査支払手数料まで、合わせまして22億6,833万3,000円。2項高額療養費でございますが、1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費まで、合わせまして2億5,384万円でございます。3項移送費につきましては、1目一般被保険者移送費と2目退職被保険者等移送費、合わせまして10万円でございます。4項出産育児諸費は、1目出産育児一時金と2目支払手数料、合わせまして1,470万8,000円。5項葬祭諸費は、1目葬祭費325万円、昨年と同額でございます。保険給付費は、合計25億4,023万1,000円で、前年度と比較しますと863万7,000円の減額でございます。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付分は、1目一般被保険者医療給付分と2目の退職被保険者等医療給付分、合計で7億9,803万2,000円でございます。2項後期高齢者支援金等分は、1目被保険者後期高齢者支援金等分と2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、合計で2億4,226万3,000円でございます。3項1目介護納付金分は、7,941万4,000円。合計で11億1,970万9,000円です。

4款財政安定化基金拠出金、1項1目財政安定化基金拠出金は、頭出し予算でございます。

5款保健事業費につきましては、1項1目特定健康診査等事業費3,387万4,000円、2項保健事業費、1目疾病予防費と2目出産費資金貸付費、合わせまして114万円。保健事業費合計が3,501万4,000円、前年度対比82万1,000円の減額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険支払準備基金積立金3,000円でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険税還付金から3目還付加算金まで、合計411万円で、前年度と同様でございます。

8款予備費、1項1目予備費につきましても、500万円で昨年度と同様でございます。

これまでの3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等、5款老人保健拠出金、6款介護納付金、7款共同事業拠出金を廃款とし、3款として国民健康保険事業費納付金、4款として財政安定化基金拠出金を新設することとしています。

歳出合計37億3,666万1,000円、前年度と比較いたしまして5億2,785万6,000円、12%の減額となっております。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○総務部長 江上文啓君

議案第25号ということで、263ページをお願いいたします。

議案第25号 平成30年度蟹江町土地取得特別会計予算。

平成30年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,000万5,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成30年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

270、271ページをお願いいたします。

2歳入。

第1款財産収入、第1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、本年度予算額1,000円。土地開発基金預金利子として、頭出し程度、1,000円の計上でございます。

続いて、第2項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度予算額1,000円。これも、先ほどと同じく、土地売払代金として、頭出し程度、1,000円の計上でございます。

続いて、第2款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円。これも、同じく前年度繰越金として、頭出し程度の1,000円の計上でございます。

続いて、第3款諸収入、第1項土地開発基金借入金、1目土地開発基金借入金、本年度予算額1億8,000万円。土地開発基金への借入金1億8,000万円を当初予算として計上させていただくものでございます。

続いて、第2項諸収入、1目預金利子、本年度予算額1,000円。これも、先ほどと同じように、頭出し程度の1,000円の予算計上でございます。2目雑入、本年度予算額1,000円。これも、同じく頭出し程度の1,000円の予算計上でございます。

続いて、272、273ページをお願いいたします。

3歳出。

第1款土地取得費、第1項土地取得費、1目土地取得費、本年度予算額1億8,000万3,000

円でございます。前年度比較といたしましては、プラスマイナスゼロでございます。説明欄の土地取得事業費、需用費、土地購入印紙代金等で20万円、役務費の不動産鑑定料で120万円、委託料の用地測量及び登記委託料等で200万円、公有財産購入費として土地購入費1億2,660万3,000円、補償補填及び賠償金として、補償金5,000万円、計1億8,000万3,000円の予算計上でございます。

続いて、第2款土地開発基金費、第1項土地開発基金費、1目土地開発基金費、本年度予算額1,000円。増減はゼロでございます。これも、歳入と同じように、土地開発基金への預金利子の積立金を1,000円、頭出し程度での計上でございます。

続いて、第3款諸支出金、第1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、本年度予算額1,000円。前年度との増減はございません。これも、同じく土地開発基金償還金として、頭出し程度の1,000円の計上でございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○民生部長 橋本浩之君

予算書の275ページをお願いいたします。

議案第26号 平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

平成30年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億7,041万5,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成30年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの平成30年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

平成30年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料6億8,284万2,000円。前年度と比較しますと7,784万3,000円の増額となっています。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金4億6,700万円。2項国庫補助

金でございますが、1目調整交付金から3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）まで、合わせて9,117万7,000円で、国庫支出金の合計額が5億5,817万7,000円。前年度対比5,722万4,000円の増額でございます。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金と2目地域事業支援交付金を合わせまして、7億1,804万2,000円でございます。対前年度比3,840万1,000円の増額でございます。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金と2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）を合わせまして3億9,745万5,000円。前年度対比3,463万7,000円の増額でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金10万円でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目介護給付費繰入金から4目その他一般会計繰入金まで、合わせまして3億9,379万2,000円。2項基金繰入金でございますが、1目介護給付費準備基金繰入金2,000万円。繰入金の合計は4億1,379万2,000円、前年度対比3,983万8,000円増額でございます。

7款繰越金、1項1目繰越金は、頭出し予算でございます。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目過料、2項預金利子、1目預金利子、3項雑入、1目第三者納付金から3目雑入まで、頭出し予算でございます。

歳入合計は27億7,041万5,000円、前年度対比といたしますと2億4,794万3,000円、9.83%の増額ということになっております。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費5,216万円、2項徴収費、1目賦課徴収費が2万6,000円、合計5,218万6,000円、前年度対比587万円増額でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費は、1目保険給付費と2目審査支払手数料まで、合わせまして25億5,639万円、2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費5,630万円で、合計金額が26億1,269万円、前年度と比較し2億2,183万4,000円増額でございます。

3款地域支援事業費でございますが、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、合計で4,200万円、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費457万8,000円。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費から6目地域ケア会議推進事業費まで、4,768万8,000円、4項その他諸費、1目審査支払手数料15万円までを合わせまして、9,441万6,000円。前年度対比1,723万9,000円の増額でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は10万1,000円でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者保険料還付加算金と2目償還金まで、1,102万円。2項繰入金、1目一般会計繰入金は、頭出し予算となっております。

6款1項1目の予備費につきましても、頭出し予算となっております。

歳出合計27億7,041万5,000円、前年度と比較いたしまして2億4,794万3,000円、9.83%の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

予算書の301ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第27号 平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

平成30年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,260万9,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成30年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

302ページをごらんください。

歳入でございます。

歳入。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、本年度予算額は1,000円でございます。これにつきましては、平成20年度以来新規加入がありませんので、頭出しの1,000円とさせていただきます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、本年度予算額420万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、本年度予算額840万4,000円でございます。

第4款繰越金、1,000円、第5款諸収入、2,000円。これにつきましては、それぞれ頭出しでございます。

よって、歳入合計は1,260万9,000円とさせていただきます。

次に、303ページをごらんください。

歳出でございます。

歳出。

第1款総務費、第1項施設管理費、歳出合計は1,260万9,000円でございます。

311ページをごらんください。

これにつきましては、11節需用費から28節繰出金までで成り立っております。各項目の主なものといたしましては、まず、11節需用費の電気料228万円でございます。それから、12節役務費の汚泥抜き取り手数料137万7,000円でございます。13節委託料といたしましては、処理施設の維持管理業務委託で、300万円でございます。15の工事請負費は、下水道管維持修繕等工事と蟹江南クリーンセンター内機器整備修繕工事を含めまして542万7,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○民生部長 橋本浩之君

予算書の313ページをお願いいたします。

議案第28号 平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

平成30年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,836万6,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成30年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの平成30年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

平成30年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料は4億2,924万円、前年度と比較しますと3,703万円の増額となっております。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険基盤安定拠出金5,622万6,000円、前年度対比177万7,000円の増額でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目事務手数料は、頭出し予算となっております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目療養給付費繰入金から3目事務費繰入金まで、合わせまして3億8,084万6,000円、前年度対比99万8,000円増額でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目還付加算金、合わせまして5万1,000円。2項預金利子、1目預金利子と3項雑入、1目雑入は、頭出し予算となっております。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は200万円で、昨年度と同様でございます。

歳入合計は8億6,836万6,000円、前年度対比いたしますと3,980万5,000円、4.8%の増額ということになっております。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費1,059万9,000円、2項徴収費、1目賦課徴収費が9万1,000円、合計1,069万円、前年度対比415万8,000円増額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金は、1目後期高齢者医療広域連合納付金が8億5,562万3,000円、前年度と比較し3,564万7,000円増額でございます。

3款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金、1目還付加算金と2目償還金で205万1,000円。2項繰出金、1目一般会計繰出金は頭出し予算となっております。

4款1項1目の予備費につきましても、頭出し予算となっております。

歳出合計8億6,836万6,000円、前年度と比較いたしまして3,980万5,000円、4.8%の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

ご提案申し上げます。

蟹江町水道事業会計予算書、1ページをごらんください。

議案第29号 平成30年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成30年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総水量といたしまして437万74立米、(2) 1日平均といたしましては1万

1,992立米、なお、1人1日当たりの平均といたしましては325リットルでございます。

(3) 有収水量といたしましては、402万7,000立米、(4) 有収率といたしましては92.0%を上げさせていただきました。

(5) 給水加入件数1万3,783件、(6) 給水人口3万6,900人。(7) 主な建設改良事業費につきまして、配水管施設工事から固定資産取得費までの総額2億6,345万2,000円となります。

収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、つぎのとおりと定める。

収入の部でございます。

第1款水道事業収益は、第1項の営業利益から第3項の特別利益までの合計7億5,651万円でございます。

支出の部でございます。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億5,394万4,000円でございます。

1ページをはねていただきまして、資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,233万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,052万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,375万3,000円、建設改良積立金4,478万3,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,327万8,000円で補てんするものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項工事負担金と第2項固定資産売却代金で6,492万3,000円。

支出といたしましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費から第3項予備費の合計で3億1,726万2,000円でございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第5条 予定支出の各項の経費の全額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 6条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,682万円、(2) 交際費1万円でございます。

棚卸資産購入限度額。

第7条 棚卸資産の購入限度額は、860万2,000円と定める。

平成30年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、3ページをごらんください。

3ページの平成30年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から、24ページの平成30年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどをよろしく願いいたします。

25ページの平成30年度予算実施計画明細書につきましては、別添の資料で説明をさせていただきます。

平成30年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をごらんください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目給水収益と3目その他営業収益までの合計で7億1,636万7,000円、第2項営業外収益は、1目受取利息及び配当金から4目雑収入までの合計4,014万1,000円を計上させていただき、第3項特別利益につきましては、1目固定資産売却益、2目過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。今年度予定額の合計といたしましては、7億5,651万円、前年度予定額は、7億4,891万2,000円で、比較しますと759万8,000円の増でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款水道事業費用、科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目その他営業費用までの合計で7億3,882万2,000円でございます。それから、第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から3目の雑支出の合計で1,012万円、3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損から2目過年度損益修正損までの合計で、2,000円でございます。第4項予備費、1目の予備費につきましては500万円を計上させていただき、本年度予定額といたしましては7億5,394万4,000円、前年度予定額は、7億3,187万4,000円で、比較いたしますと2,207万円の増でございます。

次は、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入、第1項工事負担金、1目工事負担金につきまして、6,492万2,000円。主な理由は、下水道布設工事に伴う水道管布設工事が少ないため、負担金の減でございます。第2項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしましては1,000円、合計で6,492万3,000円でございます。前年度予定額は7,492万3,000円で、比較いたしますと1,000万円の減でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費は、1目事務費から4目固定資産取得費までの合計

2億9,312万9,000円、第2項企業債償還金、1目企業債償還金は2,383万3,000円、第3項予備費、1目予備費につきましては30万円、合計といたしまして3億1,726万2,000円、前年度予算額は3億770万2,000円で、比較いたしますと1,956万円の増でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億5,233万9,000円につきましては、先ほど第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和孝君

引き続きまして、下水道事業会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

ご提案申し上げます。

平成29年度より企業会計として予算書を作成し、事業を推進させていただいております。

では、1ページをごらんください。

議案第30号 平成30年度蟹江町下水道事業会計予算。

総則。

第1条 平成30年度蟹江町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間配水量といたしましては145万立米、(2) 1日平均配水量といたしましては3,972立米、(3) 年間有収水量といたしましては133万3,000立米、(4) 有収率といたしましては91.9、(5) 接続戸数といたしましては、3,762件でございます。これにつきましては、マンションも接続戸数1件となっております。(6) 水洗化人口1万2,642人でございます。(7) 主な建設改良費事業といたしましては、公共下水道管渠布設工事6億2,488万円、公共汚水ます設置工事1,500万円、宅内ポンプ設置工事2,000万円と計上させていただきました。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入の部でございます。

第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で、5億8,475万1,000円でございます。

支出でございます。

第1款下水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計4億9,194万5,000円でございます。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額9,280万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,523万2,000円及び引継金6,757万4,000円で補てんするものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入につきましては、第1項の企業債から第5項一般会計補助金までの合計7億9,112万6,000円でございます。

裏面をご確認ください。

支出でございます。

第1款資本的支出につきましては、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計8億8,393万2,000円でございます。

企業債でございます。

第5条 企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業の限度額3億60万円と流域下水道事業の限度額2,340万円でございます。起債の方法といたしましては、証書借入でございます。なお、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

一時借入金でございます。

第6条 一時借入金の限度額は10億円と定める。

これは、地方公営企業法第24条及び地方公営企業法施行令第17条に明記するものであり、赤字予算の調製は許されないものと解されていますが、真にやむを得ない事情により赤字予算を調製せざるを得ない場合に、速やかに赤字解消計画を立てる目的のものでございます。現在は、運用する予定はございません。

続きまして、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費でございます。

予算の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

これは、(1) 職員給与費4,710万1,000円でございます。

続きまして、他会計からの補助金でございます。

第9条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4億1,386万2,000円である。

平成30年3月1日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、3ページの平成30年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画から19ページの注記につきましては、後ほどお目通しのほどをよろしくお願いいたします。

21ページの平成30年度蟹江町下水道事業会計予算実施明細書につきましては、別添の資料で説明をさせていただきたいと思っております。

平成30年度蟹江町下水道事業会計予算額一覧表をごらんください。

収益的収入及び支出。

収入の部でございます。

第1款下水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目下水道使用料、2目その他営業収益の合計1億8,622万3,000円、第2項営業外収益は、1目受取利息及び配当金から7目雑収益までの合計3億9,852万6,000円を計上させていただき、3項特別利益につきましては、1目固定資産売却益と2目過年度損益修正益の合計で2,000円を計上させていただきました。本年度予定額の合計といたしましては、5億8,475万1,000円でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款下水道事業費用、科目、第1項営業費用につきましては、1目管渠費から4目減価償却までの合計4億1,469万3,000円、それから、第2項営業外費用につきましては、1目支払利息から3目消費税及び地方消費税の合計で7,705万1,000円、3項特別損失につきましては、1目固定資産売却損から5目その他特別損失までの合計10万1,000円でございます。第4項予備費につきましては、1目予備費として10万円を計上させていただきました。本年度予定額といたしましては、4億9,194万5,000円でございます。

次に、2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入につきましては、第1項企業債、1目下水道事業債3億2,400万円、第2項負担金及び分担金、1目負担金及び分担金、受益者負担金及び区域外流入分担金4,726万1,000円でございます。3項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしましては、頭出しで1,000円でございます。第4項国庫補助金、1目国庫補助金、下水道管渠等の整備に係る国庫補助金ですが、2億8,650万円でございます。第6項一般会計補助金、1目一般会計補助金1億3,336万4,000円でございます。今年度の予定額の合計といたしましては、7億9,112万6,000円でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、科目、第1項建設改良費は、1目公共下水道事業費7億7,678万8,000円で、下水道管渠等の建設改良に要する費用でございます。第2項企業債償還金、1目企業債償還金1億704万4,000円、これは、企業債償還元金でございます。第3項予備費、1目予備費につきましては、10万円とさせていただきます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,280万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金2,523万2,000円及び引継金6,757万4,000円で補てんするものいたします。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○副議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第30号までの8議案は、来る3月16日、19日の両日にかけて審議をお願いすることにし、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第30号までの8議案は、精読とされ、3月16日、19日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○副議長 安藤洋一君

追加日程第37 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に高阪康彦君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、高阪康彦君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました高阪康彦君が、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました、高阪康彦君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○副議長 安藤洋一君

追加日程第38 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○副議長 安藤洋一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後2時15分)